

あおり運転は犯罪！

道路交通法改正で、あおり運転の罰則が創設されました

①あおり運転をした場合

通行妨害目的で、交通の危険を生じさせるおそれのある方法により一定の違反(*)をした者



- 3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金
- 違反点数25点
- 免許取消し(欠格期間2~5年)

②あおり運転で危険が生じた場合

①の違反行為をし、よって、高速道路上等で他車を停止させるなど、著しい危険を生じさせた者



- 5年以下の懲役
又は
100万円以下の罰金
- 違反点数35点
- 免許取消し(欠格期間3~10年)

危険！

絶対にダメ！！



*一定の違反

通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離保持義務違反、進路変更禁止違反、追い越し違反、減光等義務違反、警音器使用制限違反、安全運転義務違反、最低速度違反、高速自動車国道等駐停車違反

- 相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。
- あおり運転をされた場合は、安全な場所に移動して110番通報をしてください。
- ドライブレコーダーを装着し、有効に活用しましょう。

福岡県西警察署 092-805-6110



ニッサンくん